

～誰にでもできる被害者支援の協力のかたち～

## 賛助会員、寄付にご協力ください

「とっとり被害者支援センター」の活動は皆さまの会費・寄付によって運営されます。一人でも多くの皆さまからの温かいご支援・ご協力をお願いいたします。

### 賛助会員▶

年会費の振り込みにより  
会員登録させていただきます。  
※複数口の加入も可能です。

個人  
一口  
2,000円

法人・団体  
一口  
10,000円

寄付▶金額は問いません。

振込方法▶当センター指定の「振込依頼書」でお振り込みください。  
または、下記の口座へ直接お振り込みいただくこともできます。

入会要領▶下記の「賛助会員入会・寄付申込書」に必要事項をご記入の上、とっとり被害者支援センターへ FAX またはご連絡ください。

振込先▶●山陰合同銀行 鳥取県庁支店（普通）3623005  
●鳥取銀行 鳥取県庁支店（普通）0016858  
●ゆうちょ銀行 店名 五二八 店番 528（普通）11912121  
口座名義人 公益社団法人 とっとり被害者支援センター  
※確定申告等で領収書が必要な方に必要な証明書類をお送りします。

## 賛助会員入会・寄付申込書

年 月 日

「とっとり被害者支援センター」に

賛助会員（個人・法人） 口数

寄付 を申し込みます。

郵便番号 〒 \_\_\_\_\_

(所在地)  
住 所 \_\_\_\_\_

(企業・団体の場合、社名と代表者名)  
ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

(企業・団体の場合、連絡担当者名)

役 職 \_\_\_\_\_ ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

FAX 番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

お手数ですが、とっとり被害者支援センターへ FAX またはご連絡ください。

TEL&FAX 0857(20)0330

公益社団法人  
とっとり被害者支援センター

## 秘密厳守

相談専用電話 月～金 開設

無料 0120-43-0874

毎週月～金曜日（年末年始・祝日を除く）  
午前 10 時～午後 4 時

E-mail t-higaisha@voice.ocn.ne.jp  
H P https://www.t-higaisha.jp/



事務局 〒680-0022 鳥取市西町 1 丁目 401 番地  
鳥取県庁西町分庁舎 2 階  
電話&FAX 0857-20-0330

西部相談所 週 4 日開設

無料 0120-38-5088

毎週月・火・木・金曜日（年末年始・祝日を除く）  
午前 10 時～午後 4 時

〒683-0802 米子市東福原 1 丁目 1 番地 45 号  
鳥取県西部福祉保健局会議棟

一人で抱え込まずに  
ぜひ、ご相談下さい

共同募金助成事業



事故や事件で困っているあなたをサポート

涙のち 晴れ  
いっしょに虹を架けよう



傷ついた犯罪被害者には  
ひとりひとりの  
やさしい陽だまりのよう  
な  
気持ちが必要です

鳥取県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人  
とっとり被害者支援センター  
Tottori Victim Support Center

公益社団法人  
とっとり被害者  
支援センターは、



犯罪や事故等の被害にあわれた方々やそのご  
家族、ご遺族をサポートするために設置され  
た公益社団法人です。

専門的な研修を受けた相談員及びボラン  
ティアの方々が専門家のアドバイスを得な  
がら、電話相談・面接相談、警察や病院等  
の各機関及び裁判の傍聴等の付添、情報提  
供やその他の支援活動を通じて、被害にあ  
われた方々の回復の手助けを行うことを目  
的としております。

鳥取県公安委員会指定  
「犯罪被害者等早期援助団体」  
です

早期援助団体とは、犯罪被害者やそのご遺族  
が被害を早期に軽減するとともに再び平穏な  
生活を営むことができるように、公安委員会  
から指定された民間の団体です。

被害者の同意があれば、警察本部長等が、早  
期援助団体に被害者の氏名・住所・被害内容  
を伝え、支援員が被害者に寄り添い、支援活  
動を開始します。とっとり被害者支援センター  
は平成 23 年 3 月 17 日に指定されました。

## 電話・面接相談

専門的な研修を受けた支援員が、電話や面接でご相談を受けております。

- ・被害にあわれた方やご家族の悩みや困り事を、電話や面接にてお話をうかがいます。
- ・警察への届出や刑事手続き、司法手続きの流れ等についての説明や、情報提供を行います。
- ・関係機関の担当窓口への案内や支援制度（犯罪被害者給付金等）について説明を行います。



## 自助グループへの援助

同じような被害にあわれた被害者等の方へ、交流場所の提供やグループ活動の運営の支援を行います。



# このような支援活動をしています

## 直接的支援

### 付き添い支援

必要に応じて、警察・病院・裁判所・行政機関等への付き添いを行います。

#### 病院

診察・  
カウンセリング  
等の付き添い



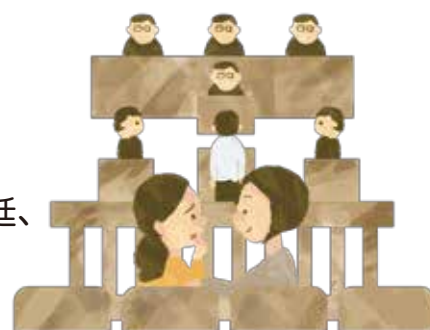
#### 警察署

被害の届出、  
事情聴取の  
付き添い



#### 裁判所

証人の出廷、  
傍聴の  
付き添い



#### 検察庁

事情聴取・  
検証の  
付き添い



### 専門家への紹介

必要に応じて、弁護士、医師、カウンセラーの紹介や情報提供を行います。

## 関係機関との連携

各関係機関・団体などと連携を図り被害者の立場に立った支援活動を行います。

- 支援弁護士
- 法テラス
- 裁判所
- 検察庁
- 鳥取県警察
- 県市町村の関係担当課
- 精神科医・臨床心理士



## 支援員の養成と研修

新たな支援員の採用時の養成講座の開催を行うとともに、支援技術の向上を図るため専門家を講師に迎え、継続的な研修を行います。

## 広報・啓発活動

被害者の置かれた現状や支援の必要性を社会に周知するための、広報・啓発活動を行います。

